

# 岩手県障がい者プラン

「共に生きるいわて」の実現

## 第3期障がい福祉計画

(抜粋)

I	基本的事項	1
II	区域の設定	3
III	平成26年度の目標値	3
IV	各年度における指定障がい福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策	5
V	各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数	10
VI	指定障がい福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援に従事する者の確保及び資質の向上並びに指定障害者支援施設の指定障がい福祉サービスの質の向上のために講じる措置	10
VII	地域生活支援事業の実施に関する事項（県が実施する地域生活支援事業）	10
VIII	計画の達成状況の点検及び評価	10
IX	圏域計画（添付省略）	

## I 基本的事項

### 1 計画策定の根拠、趣旨・目的、位置づけ

この計画は、障害者自立支援法（以下「法」といいます。）第 89 条の規定により、市町村が定める障がい福祉計画の達成に資するため、各市町村を通じる広域的な見地から障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制について定める計画です。

また、平成 23 年 2 月に策定した「岩手県障がい者プラン」においては、本県の障がい者施策の基本的方向や施策について定めていますが、障がい福祉計画はこれらの施策を実行するためのサービス提供体制の整備・確保等について定めるものです。

### 2 計画の期間

計画期間は、平成 24 年度から 26 年度までの 3 年間とします。

### 3 基本的理念等

#### (1) 基本的理念

##### ア 障がい者等の自己決定と自己選択の尊重

障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がい者又は障がい児（以下「障がい者等」といいます。）が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けながら自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の整備を進めます。

##### イ 地域間格差の解消等

市町村に対する支援やサービス基盤の計画的な整備を推進することにより、サービスの地域間格差や障がい種別による格差の解消を図ります。

また、発達障がい者や高次脳機能障がい者についても法に基づく給付の対象となるものであり、その周知を図ります。

##### ウ 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいいます。）の提供等、地域の社会資源を最大限活用し、サービス提供体制の整備を進めます。

##### エ 被災地域におけるサービス提供体制の復旧・復興と障がい者等への支援

被災地の障がい者等が、被災前と同等以上の障がい福祉サービスを利用できるよう、被災した施設等の早期復旧を含むサービス提供体制の充実を図るとともに、被

災した障がい者等のサービス利用を支援します。

(2) 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がい福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、(1)の基本理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、数値目標を設定し、計画的な整備を行います。

ア 県内どこでも必要な訪問系サービスを保障

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援をいいます。以下同じ。）の充実を図り、県内どこでも必要な訪問系サービスを保障します。

イ 希望する障がい者等に日中活動系サービスを保障

希望する障がい者等に日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所及び地域活動支援センターで提供されるサービスをいいます。）を保障します。

ウ グループホーム等の充実を図り、入所等から地域生活への移行を推進

地域における居住の場としてのグループホーム（共同生活援助を行う住居をいいます。）及びケアホーム（共同生活介護を行う住居をいいます。）の充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、入所等（福祉施設への入所又は病院への入院をいいます。）から地域生活への移行を進めます。

エ 福祉施設から一般就労への移行等を推進

就労移行支援事業所等の充実により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場を拡大します。

(3) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

ア 基幹相談支援センター設置の促進

障がい者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠です。このため、相談支援の担い手である相談支援専門員を確保するよう努めるとともに、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの市町村への設置を促進します。

イ 自立支援協議会を中核とする関係機関の連携の推進

障がい者等への支援体制の整備を図るため、関係機関、関係団体及び障がい者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関

係機関等」といいます。)により構成される自立支援協議会において、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議していきます。

(4) 被災地の障がい福祉サービスの早期復旧・復興に関する基本的な考え方

ア 被災した施設・設備の復旧への支援

国庫補助事業や障害者自立支援対策臨時特例基金の活用などにより、被災した施設・設備の速やかな復旧を図るとともに、新たなニーズに対応するサービス提供体制の整備を支援します。

イ 復興期における障がい福祉サービスの安定した運営に向けた支援

被災地の障がい福祉施設やサービス事業所の人的体制の復旧を図るため、障がい福祉サービスに従事する人材の確保・養成を支援します。

また、圏域ごとに障がい福祉サービス復興拠点を設置し、障がい福祉サービス事業所の安定した運営や、就労支援事業所の業務受注・流通経路確保等を支援します。

ウ 被災した障がい者等への支援

被災地の障がい者等の現状を把握して必要なサービス利用を支援するとともに、こころのケアにも取り組みます。

II 区域の設定

(省略)

III 平成 26 年度の目標値

1 施設入所者の地域生活への移行

項目	数 値	備 考
平成 18 年 7 月 1 日現在の施設入所者数	人 2,876	第 1 期障がい福祉計画策定時点における施設入所者数
平成 26 年度末の施設入所者数	人 2,151	平成 26 年度末時点における施設入所者数
【目標値】削減見込み	人 729	平成 18 年 7 月 1 日時点から平成 26 年度末までの施設入所者削減数。【約 26%削減】
【目標値】地域生活移行者数	人 748	平成 18 年度から平成 26 年度までに地域移行する者の人数【約 25%の施設入所者が地域生活に移行】

## 2 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

項 目	数 値	備 考
平成 20 年 6 月 30 日の調査時点 の 1 年未満入院者の平均退院 率(※ 1)	% 72.3	平成 20 年 6 月 30 日の調査時点における、1 年未 満入院者の平均退院率
【目標値】平成 26 年度におけ る 1 年未満入院者の平均退院 率	% 79.3	【平成 20 年 6 月 30 日の調査時点から 7% 増加】
平成 22 年度における長期高齢 退院者数(※ 2)	人 132	平成 22 年度における退院者のうち、65 歳以上であ って入院期間 5 年以上の者の数
【目標値】平成 26 年度における 長期高齢退院者数	人 159	【平成 22 年度より 2 割増加】

※ 1 「平均退院率」: ある月から連続した 12 月の各月ごとに、当該ある月に入院した者のうちそれぞれ当該各  
月までに退院した者の総数を当該ある月に入院した者の数で除した数を算出し、その合計を  
12 で除したもの

※ 2 「長期高齢退院者数」: 退院者のうち、65 歳以上であって、5 年以上入院していた者の数

## 3 福祉施設から一般就労への移行等

項 目	数 値	備 考
平成 17 年度の一般就労移行者 数	人 36	県内に所在する福祉施設利用者のうち、平成 17 年 度において福祉施設を退所し一般就労した者の数 (県が平成 18 年 5 月に実施した施設調査の結果)
【目標値】平成 26 年度の一般 就労移行者数	人 162	県内に所在する福祉施設利用者のうち、平成 26 年 度において福祉施設を退所し、一般就労する者の 数【平成 17 年度の 4.8 倍】
平成 26 年度末の福祉施設利用 者数	人 8,364	平成 26 年度末時点における福祉施設利用者数
【目標値】平成 26 年度末の就 労移行支援事業利用者数	人 382	【福祉施設利用者の約 0.5 割が就労移行支援事業 を利用】
平成 26 年度末の就労継続支援 (A 型) 事業の利用者数	人 755	平成 26 年度末時点における就労継続支援 A 型の利 用者数
平成 26 年度末の就労継続支援 (B 型) 事業の利用者数	人 3,580	平成 26 年度末時点における就労継続支援 B 型の利 用者数
平成 26 年度末の就労継続支援 (A 型 + B 型) 事業の利用者数	人 4,335	平成 26 年度末の就労継続支援 A 型利用者数と B 型 利用者数の合計

【目標値】平成26年度末の就労継続支援（A型）事業の利用者の割合	17.4%	【就労継続支援事業利用者のうち17.3%がA型を利用】
【目標値】公共職業安定所経由による福祉施設の利用者の就職件数	159人	平成26年度の年間一般就労移行者のうち、公共職業安定所の支援を受けて一般就労する者の数 【一般就労移行者全員】
【目標値】障がい者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者数	48人	平成26年度の年間一般就労移行者のうち、障がい者委託訓練事業の受講者数 【3割が利用】
【目標値】障がい者試行雇用事業の開始者数	80人	平成26年度の年間一般就労移行者のうち、障がい者試行雇用事業の開始者数 【5割が利用】
【目標値】職場適応援助者による支援の対象者数	80人	平成26年度の年間一般就労移行者のうち、職場適応援助者による支援の利用者数 【5割が利用】
【目標値】障がい者就業・生活支援センター事業の支援対象者数	156人	平成26年度の年間一般就労移行者のうち、障がい者就業・生活支援センターの支援対象者数 【一般就労移行者全員】
【目標値】障がい者就業・生活支援センターの設置か所数	9か所	平成26年度における障がい者就業・生活支援センターの設置か所数 【全障がい保健福祉圏域に1か所】

#### IV 各年度における指定障がい福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策

##### (1) 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援

サービス見込量 (月間量)	年度			
	見込量	24年度	25年度	26年度
	利用者数	1,342	1,475	1,627
	時間分	28,500	32,605	37,443
事業の実施に関する考え方	居宅介護に加え、重度の障がい者が利用する重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援や、視覚障がい者が利用する同行援護について、県内どこに居住していても必要な時間帯に必要なサービスを利用できるようにします。			
見込量確保のための方策	<p>事業者に対し広く情報提供を行うなど、介護保険事業所をはじめとする多様な事業者の参入を促進するとともに、市町村等と協力しながらサービスの基盤整備を図ります。</p> <p>居宅介護従事者養成研修事業者が実施する研修や、県が実施する行動援護従事者養成研修等を通じて、サービス提供従事者の養成を行い、サービスの質・量の確保を図ります。</p>			

(2) 生活介護

サービス見込量 (月間量)	年 度		24年度	25年度	26年度
	見 込 量	利用者数	3,121	3,342	3,603
		人日分	62,111	67,036	72,939
事業の実施に 関する考え方	入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動などの日中サービスを、県内どこに居住していてもできるだけ身近な地域で利用できるようにします。				
見込量確保の ための方策	多機能型も含め、既存の障がい者施設や事業所、地域活動支援センター(Ⅲ型)のほか、NPOなど多様な主体の参入を促進します。 なお、見込量を確保するために、全圏域で新たに(30人定員とすると)27事業所の設置が望まれます。				

(3) 自立訓練(機能訓練)

サービス見込量 (月間量)	年 度		24年度	25年度	26年度
	見 込 量	利用者数	28	39	46
		人日分	523	742	892
事業の実施に 関する考え方	入所施設や病院を退所・退院するなどして地域生活に移行する障がい者が、県内どこに居住していても身体機能向上のための訓練を利用できるようにします。				
見込量確保の ための方策	多機能型も含め、既存の障がい者施設や事業所、地域活動支援センター(Ⅲ型)のほか、NPOなど多様な主体の参入を促進します。 なお、見込量を確保するために、全圏域で新たに(20人定員とすると)2事業所の設置が望まれます。				

(4) 自立訓練(生活訓練)

サービス見込量 (月間量)	年 度		24年度	25年度	26年度
	見 込 量	利用者数	249	277	312
		人日分	5,017	5,539	6,177
事業の実施に 関する考え方	入所施設や病院を退所・退院するなどして地域生活に移行する障がい者が、県内どこに居住していても、日常生活を営むうえでの生活能力の維持・向上に向けた支援を受けることができるようにします。				
見込量確保の ための方策	多機能型も含め、既存の障がい者施設や事業所、地域活動支援センター(Ⅲ型)のほか、NPOなど多様な主体の参入を促進します。 なお、見込量を確保するために、全圏域で新たに(20人定員とすると)1事業所の設置が望まれます。				

(5) 就労移行支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		24年度	25年度	26年度
	見 込 量	利用者数	247	308	370
		人日分	4,548	5,653	6,890
事業の実施に 関する考え方	一般就労を希望する障がい者が、県内どこに居住していても、身近な地域で、就労に必要な知識・能力の向上や適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援を受けることができるようにします。				
見込量確保の ための方策	多機能型も含め、既存の障がい者施設や事業所、地域活動支援センター(Ⅲ型)ほか、NPOなど多様な主体の参入を促進します。 なお、見込量を確保するために、全圏域で新たに(10人定員とすると)16事業所の設置が望まれます。				

(6) 就労継続支援(A型)

サービス見込量 (月間量)	年 度		24年度	25年度	26年度
	見 込 量	利用者数	514	619	756
		人日分	10,530	12,532	14,960
事業の実施に 関する考え方	一般就労が困難な障がい者が、県内どこに居住していても、身近な地域で一般就労に近い形で働くことができるようにします。				
見込量確保の ための方策	多機能型も含め、既存の障がい者施設や事業所、地域活動支援センター(Ⅲ型)のほか、NPOなど多様な主体の参入を促進します。 なお、見込量を確保するために、全圏域で新たに(20人定員とすると)18事業所の設置が望まれます。				

(7) 就労継続支援(B型)

サービス見込量 (月間量)	年 度		24年度	25年度	26年度
	見 込 量	利用者数	3,187	3,392	3,589
		人日分	60,929	64,825	68,544
事業の実施に 関する考え方	一般就労が困難な障がい者が、県内どこに居住していても、身近な地域で雇用によらない就労や生産活動を行うことができるようにします。				
見込量確保の ための方策	多機能型も含め、既存の障がい者施設や事業所、地域活動支援センター(Ⅲ型)のほか、NPOなど多様な主体の参入を促進します。 なお、見込量を確保するために、全圏域で新たに(20人定員とすると)35事業所の設置が望まれます。				



(8) 療養介護

サービス見込量 (月間量)	年 度		24年度	25年度	26年度
	見 込 量	利用者数	319	333	346
		人分	319	333	346
事業の実施に 関する考え方	医療及び常時の介護を必要とする障がい者が、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護等のサービスを受けることができるようにします。				
見込量確保の ための方策	医療機関等と連携を図り、サービスの確保に努めます。				

(9) 短期入所

サービス見込量 (月間量)	年 度		24年度	25年度	26年度
	見 込 量	利用者数	446	497	541
		人日分	3,329	3,791	4,209
事業の実施に 関する考え方	障がい者を介護する家族が病気などの事情で介護ができない場合に、県内どこに居住していても、宿泊を伴う一時的な介護サービスを気軽に安心して利用できるようにします。				
見込量確保の ための方策	入所施設の空き居室の利用や通所系事業所の新たな取組を促進します。 医療機関が実施する短期入所事業所も含め、指定短期入所事業所の確保に努めます。				

(10) 共同生活援助・共同生活介護

サービス見込量 (月間量)	年 度		24年度	25年度	26年度
	見 込 量	利用者数	1,580	1,752	1,908
		人分	1,580	1,752	1,908
事業の実施に 関する考え方	障がい者が住み慣れた地域において必要な援助・介護を受けながら自立した生活を営むことができるよう、共同生活の場を確保に努めます。				
見込量確保の ための方策	<p>既存のグループホーム・ケアホーム経営者に加え、NPO など多様なサービス主体の参入を促進します。</p> <p>空き家や公営住宅など既存の建物の活用をや、平成24年度まで延長された障害者自立支援対策臨時特例基金を活用したグループホーム・ケアホームの住居等の借り上げによる整備を促進します。</p> <p>なお、見込量を確保するために、全圏域で新たに(5人定員とすると)93事業所の設置が望まれます。</p>				

## (11) 施設入所支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		24年度	25年度	26年度
	見 込 量	利用者数	2,149	2,137	2,115
		人分	2,149	2,137	2,115
事業の実施に 関する考え方	施設に入所し主に夜間において入浴、排せつ、食事の介護などの支援が必要な障がい者に対し、質の高いサービスを提供します。				
見込量確保の ための方策	既存の入所施設の定員で対応し、適切な支援の確保を図ります。				

## (12) 計画相談支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		24年度	25年度	26年度
	見 込 量	利用者数	943	2,032	3,023
		人分	943	2,032	3,023
事業の実施に 関する考え方	支給決定前にサービス利用計画を作成するとともに、一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証及び計画の見直しを行い、個々の障がい者の希望するくらしの実現に向けた相談支援を行います。				
見込量確保の ための方策	サービス利用計画作成の対象者の大幅な拡大に伴い、相談支援体制を整備する必要があることから、市町村と協力しながら事業所の確保に努めるとともに、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、市町村の基幹相談支援センター設置を促進します。 また、研修の実施により相談支援従事者の養成を行います。				

## (13) 地域移行支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		24年度	25年度	26年度
	見 込 量	利用者数	89	98	130
		時間分	89	98	130
事業の実施に 関する考え方	障害者支援施設等の入所者又は精神科病院の入院者に対し、住居の確保や地域移行のための障がい福祉サービス事業所等への同行支援など、地域生活に移行するための相談支援を行います。				
見込量確保の ための方策	市町村と協力しながら相談支援体制の拡充を図るとともに、研修の実施により相談支援従事者の養成を行います。				

(14) 地域定着支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		24年度	25年度	26年度
	見 込 量	利用者数	67	93	118
		時間分	67	93	118
事業の実施に 関する考え方	家族等の支援を受けられない障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態における相談、訪問などの支援を行います。				
見込量確保の ための方策	市町村と協力しながら相談支援体制の拡充を図るとともに、研修の実施により相談支援従事者の養成を行います。				

V 各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数

24年度	25年度	26年度
2,150	2,130	2,100

VI 指定障がい福祉サービス、指定地域相談支援及び指定計画相談支援に従事する者の確保又は資質の向上並びに指定障害者支援施設の指定障がい福祉サービスの質の向上のために講ずる措置

(省略)

VII 地域生活支援事業の実施に関する事項 (県が実施する地域生活支援事業)

(省略)

VIII 計画の達成状況の点検及び評価

(省略)

